

過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 実施要綱

平成27年4月27日（総行過第26号）制定
平成28年3月29日（総行過第10号）一部改正
平成30年3月28日（総行過第35号）一部改正
平成31年3月27日（総行過第14号）一部改正
令和3年4月1日（総行過第27号）一部改正

第1 趣旨

過疎地域等の集落においては高齢化の進行等により、集落機能の維持や存続が危ぶまれる集落が増加しており、医療や福祉対策、日常生活機能の確保及び空き家や耕作放棄地の増加等の課題が深刻化している。

本事業は、このような過疎地域等の集落において深刻化する喫緊の課題に対応するため、基幹集落を中心として、周辺の集落との間で「集落ネットワーク圏」を形成し、生活の営み（日常生活支援機能）を確保するとともに、生産の営み（地域産業）を振興するために「地域運営組織等」が行う取組を支援することにより、継続的な集落の維持・活性化を図ることを目的とする。

第2 定義

この要綱において「地域運営組織」とは、地域住民自らが主体となって、地域住民や地元事業者との話し合いの下、それぞれの役割分担を明確にしながら、第4に定める集落ネットワーク圏において、生活サービスの提供などの地域課題の解決に向けた取組を持続的に行う中心的な組織をいう。

2 「その他組織」とは、郵便局、社会福祉協議会、森林組合、農業協同組合、漁業協同組合、商工会、観光協会及び特定非営利活動法人等をいう。

3 地域運営組織及びその他組織を、「地域運営組織等」という。

第3 事業実施主体

事業実施主体は、第1の趣旨に沿った事業を実施する地域運営組織等とする。

第4 対象地域

本事業の対象地域は、次の（1）から（10）までの地域を含む地域において、複数の集落で構成され、住民の一体性が確保されている地域で、医療・福祉対策、日常生活における交通の確保、地域産業・生業の振興、地域の伝統文化の継承・振興等の集落機能の維持及び活性化の取組を共同で行う地域（以下「集落ネットワーク圏」という。）とする。

- (1) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定に基づき公示された過疎地域
- (2) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域
- (3) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村地域
- (4) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
- (5) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
- (6) 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項に規定する沖縄
- (7) 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島
- (8) 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島
- (9) 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地
- (10) その他（1）から（9）に準ずる地域と総務大臣が認める地域

第5 事業内容

本事業は、集落ネットワーク圏において、地域運営組織等が住民や各種団体との話合いの結果に基づき作成した、地域の目指すべき将来像とその実現に向けた方策に係る計画（以下「活性化プラン」という。）に基づき取り組む事業を対象とする。

第6 市町村の役割

市町村は、第4及び第5のとおり実施されることとなる本事業について、事業内容の検討及び事業実施に当たり、地域運営組織等への必要な助言及び環境整備を含めた総合的な支援を行うとともに、第8に定める集落ネットワーク圏計画及び過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業実施計画の作成、第9に定める国の交付金の交付を受けるに当たり必要な手続き及び第10に定める事業の完了報告等を実施するものとする。

第7 都道府県の役割

都道府県は、市町村が集落ネットワーク圏において行おうとする生活支援の取組や地域産業を振興する活動等の方針を取りまとめた計画（以下「集落ネットワーク圏計画」という。）及び過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業実施計画について、本事業の趣旨に沿ったものであるか確認するものとする。

第8 提出書類

本事業に係る過疎地域持続的発展支援交付金の交付を受けようとする市町村は、次の各号に掲げる書類を都道府県を通じて別に定める日までに総務大臣に提出するものとする。

- (1) 事業の概要（様式第1号）
- (2) 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業実施計画（様式第2号）
- (3) 集落ネットワーク圏計画（任意様式）
- (4) 活性化プラン（任意様式）
- (5) 活性化プランに基づき取り組む事業の概要（様式第3号）
- (6) その他別に定める書類

2 事業実施計画の内容について、過疎地域持続的発展支援交付金交付要綱第10の規定により、交付金事業の変更等をしようとする場合には、あらかじめ同要綱別記様式第3号の規定による交付金事業変更等承認申請書を都道府県を通じて総務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

第9 交付金の交付

国は、予算の範囲内で本事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより、市町村に交付金を交付するものとする。

第10 完了報告

市町村は、事業が完了したときには、事業完了日から起算して30日以内又は事業実施年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式第4号による事業完了報告書を作成し、総務大臣に提出するものとする。

第11 その他

本事業の実施に当たり、この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定めるものとする。